小規模事業者支援強化事業補助金 事業概要説明

補助事業対象者および事業内容(1/3)

補助対象となる事業は、小規模事業者が経営計画を作成し販路開拓や生産性向上、人材活用を行う取組とする。

補助事業者

- ●単独または 複数の 小規模事業者
- ・会社および会社に準ずる営利法人(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合)
- •個人事業主
- ・特定非営利活動法人(法人税法上の収益事業(法人税法上施行令第5条に規定される34事業)を行っており、認定特定非営利活動法人ではないものとする。)
- ●商工会議所、商工会議所連合会、商工会、商工会連合会(複数の小規模事業者が連携して共同事業を行う場合にあって、当該事業を統括する団体に限る。)

補助事業対象者および事業内容(2/3)

補助対象となる事業は、小規模事業者が経営計画を作成し販路開拓や生産性向上、人材活用を行う取組とする。

補助対象となる事業内容

- •販路開拓
- (新商品の開発、商談会への参加、商品PR、ネット販売システムの構築等)
- ・生産性向上 (ソフトウェアの購入、専門家の指導・助言による長時間労働の削減 等)
- ・人材活用
 (廃炉工事参入のための資格取得、採用した人材の語学、技能講習等)
- ・以上の事業を行うにあたり必要であると認められる感染防止対策 (店舗改装に伴う換気設備の購入・施工、商談会参加のためのマスク・フェイス シールドの購入 等) ※但し、感染防止対策を主の事業とすることはできない。

補助事業対象者および事業内容(3/3)

以下に該当する者は当補助の対象外となる。

<過去3年間に下記の県産業労働部所轄補助金を受けた者>

•小規模事業者支援強化事業補助金

く申請年度に下記の中小企業庁所轄補助金を受けたまたは受ける者>

- ・小規模事業者持続化補助金(一般型・コロナ特別対応型)
- ※令和元年度補正予算 小規模事業者持続化(一般型)第1回~第3回 令和2年度補正予算 小規模事業者持続化(コロナ特別対応型)第1回~第4回

小規模事業者とは

中小企業基本法の「小規模企業者」または小規模事業者支援法の「小規模事業者」に該当する者のことをいう。

※特定非営利活動法人は「製造その他」の従業員基準を用いる。

	中小企業基本法			小規模事業者支 援法
	中小企業者		うち小規模企業者	小規模事業者
業種	資本金または従業員		従業員	従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	5人以下
サービス業(宿泊 業・娯楽業以外)	5,000万円以下	100人以下	5人以下	5人以下
サービス業のうち 宿泊業・娯楽業				20人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下	5人以下

補助対象経費(1/2)

事業実施のために必要となる経費となりますが、以下の ①~③の条件をすべて満たすものを対象とする。

- ① 事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降の契約・発注により発生した経費 ※交付決定日: 採択された後に発行される「交付決定通知書」の日付
- ③ 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費 ※証拠書類: 見積書や発注書(契約書)、納品書、請求書、領収書など

補助対象経費(2/2)

策定した経営計画に基づいて実施する販路開拓、生産性向上、または人材活用のための取組に要する経費で、以下に該当するものを補助対象とする。

補助	対象	経費

- ①機械装置等費
- ②広報費
- ③展示会等出展費
- 4旅費
- 5開発費
- ⑥資料購入費
- ⑦雑役務費
- 8借料
- 9専門家謝金
- ⑩専門家旅費
- ⑪設備処分費

- ⑫委託費
- 13外注費
- 倒講習費、受験料、教材購入費
- 15通訳料、翻訳料
- 16消毒費用
- ①マスク費用
- 18清掃費用
- 19飛沫対策費用
- ⑩換気費用
- ② その他衛生管理費用

- ②PR費用(感染防止注意喚起のためのものに限る。)
- ②その他支援センター が補助事業に必要と 認める経費

※補助対象とならない経費については別途要領に記載。

補助率•補助対象期間

補助率	補助限度額	補助対象期間
	•1件あたり50万円	
対象経費の 3分の2以内	※複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業の場合、1件あたり50万円×連携する小規模事業者数を限度 (ただし、1件あたり200万円を上限)	交付決定の日より 令和3年 1月15日まで

- ※補助対象期間は最長令和3年1月15日まで、それ以前でも可。
- ※補助金の交付は、事業完了日の約1ヵ月~1ヵ月半後となる。 補助事業期間中は自己資金や借入金等で必要な資金を調達する必要がある。

応募方法

事業計画の作成から提出の流れ

- ② 主たる事業所を管轄する商工団体等に提出 8月25日(火)締切
- ③ 商工団体等の職員が支援センターに提出 9月4日(金)締切

※ 応募様式は、ふくい産業支援センターホームページからダウンロードできる。 https://www.fisc.jp/subsidy/small_business_support/

募集スケジュール

(1) 募集期間

商工会、商工会議所への締切 令和2年8月5日(水)~8月25日(火)

※支援センターへの締切:2020年9月4日(金)17:00必着 (商工会、商工会議所職員が提出、事業者からの直接提出は不可)

(2) 提出方法

商工団体等の職員が事務局へ郵便又は宅配便もしくは持参

(3) 提出先 (公財)ふくい産業支援センター 販路・資金支援部

採択基準

次に掲げる基準を総合的に勘案し、予算の範囲内で採択します。

① 自社の経営状況分析の妥当性

自社が持つ技術または商品、サービス等の強みを適切に把握しているか。

② 経営方針・目標と今後のプランの適切性

経営方針・目標と今後のプランは、自社の強みを踏まえたものとなっているか。また、対象となる市場(商圏)の特性を踏まえているか。

③ 実施事業計画の有効性

- 実施事業計画は、経営計画の今後の方針・目標を達成するために必要かつ 有効なものか(共同申請の場合、実施事業計画が、全ての共同事業者にお ける、それぞれの経営計画の今後の方針・目標を達成するために必要か。)。
- 実施事業計画に創意工夫の特徴があるか。

④ 実施事業計画の実現可能性

事業計画および実施方法が具体的で、当該小規模事業者にとって実現可能性が高いものとなっているか。

採択後のスケジュール(予定)

審査 ~9月下旬

採択 10月上旬

事業期間 交付決定後~1月15日

実績報告 ~2月15日

(最終締切:商工団体等→支援センター)

※事業者から商工団体等への提出は事業完了 から10日以内

額の確定・支払 ~3月中旬

事業成果の報告義務

- ・補助事業者は、当該事業の完了後10日以内に様式第7 「実績報告書」を商工団体等へ提出しなければならない。 それを受けた商工団体等は令和3年2月15日までに当書 類を支援センターに提出するものとする。
- ・補助事業者は、直近の決算書類を補助事業年度の翌年度から5年間、支援センターが定める期日までに、商工団体等を経由して支援センターへ提出する必要がある。
- ・補助事業者の事業者基本情報(所在地、業種、資本金、 従業員数)および事業者財務状況(売上高、売上純利益、 経常利益)については、中小企業庁に情報提供される。

「小規模事業者支援強化事業補助金の件で・・・」

お問い合わせ・ご相談は以下までお気軽にご連絡ください



販路・資金支援部 資金支援グループ



〒910-0296

坂井市丸岡町熊堂3-7-1-16

(福井県産業情報センタービル内)

TEL 0776-67-7406 FAX 0776-67-7419

E-mail shikin-g@fisc.jp URL https://www.fisc.jp